

公共放送ワーキンググループ（第11回） 議事要旨

1 日時

令和5年7月24日（月）10時00分～12時07分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

（1）構成員

三友主査、内山構成員、大谷構成員、落合構成員、宍戸構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員

（2）オブザーバー・出席者

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長、堀副委員長、高野委員、梅谷委員

（3）総務省

竹内総務審議官、小笠原情報流通行政局長、山碕大臣官房審議官

金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、岸同課室長

4 議事要旨

（1）日本新聞協会メディア開発委員会からの説明

（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長から、資料11-4に基づき、説明が行われた。

（2）事務局説明

事務局から、資料11-1に基づき、「(1)NHKの役割」について説明が行われた。

（3）質疑応答・意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【宍戸構成員】

私自身のまず意見を冒頭、申し上げたいと思います。

結論におきまして、①NHKが放送コンテンツのプラットフォームとして、番組の流通を支え、二元体制を基本とする日本の放送業界全体の発展に貢献していくことは、NHKの役割に入れるべきだというのがまず考えの一つであり、2番目は、スライドで言うと4枚目ですけれども、インターネット等通信を使って放送番組を国民・視聴者に届けることもNHKの役割に含まれると私は考えるべきだと思っております。

若干、敷衍をいたしますと、1番目の、2ページの課題につきましては、これまでも、二元体制は、受信料財源に基づくNHKと、広告料収入を主たる財源とされ、民間の経営の自由、イニシアチブを発揮されてこられた民間放送のジャーナリズム上の競争、また技術、制度についての様々な連携を通じて、時代、技術の変化に適切に対応しながら放送業界全体の発展に貢献されてきたものと思えます。

その代表的なものは、カラー放送、衛星放送の導入などがあるかと思えます。その意味で、これは全く新しい議論ではなくて、情報通信技術が大きく変化してくる中での、今までの連続の延長線上にあるものとして、NHKが放送コンテンツのプラットフォームとして番組の流通を支えていく、二元体制を基本とする放送業界全体の発展に貢献していくものだと考えることができようかと思えます。

もちろん、単に連続しているという場面だけではございませんで、2番目の4ページの論点にも関わりますけれども、これまで日本の民主主義、あるいは人々に基本的な情報を共有することで大きな役割を果たしてこられた放送が、インターネットあるいはSNSの登場により、その役割が一定程度限定されてきた。国民の知る権利、あるいは能動的な視聴者の行動が実現される一方で、インターネットの空間において様々な動画配信を含む人々が広く共有するような情報が分かりやすく多様に提供され、それは表現の自由、知る権利との関係では大変いいことではあったわけですけれども、同時にそのことが様々な分断や、公共的な情報が必ずしも十分に行き届かないといった問題を起こしているわけでございます。

先のG7広島首脳コミュニケの47番におきましても、メディアの自由、オンラインの自由を支援する、民主主義を確保していくということは、G7諸国のコミットメントとして明記されたところです。私は、この種の民主主義諸国の政府レベルでの国際的な取組、民主主義へのコミットメント、メディアの自由へのコミットメントのお話が、日本のメディア界でどこまで我が事として受け止めていただいているのか、それに対して何をおっしゃるのかに非常に興味があるのですが、しかし、今のような状況を考えてときに、先導的な役割を果たすことが期待されてきたNHKのインターネットでの業務が限定されてきた結果として、現在のインターネット空間の状況というもの

がこれでいいのかということも改めてもう一度、投げかけたいと思います。

4ページの2点目は、そこから当然、インターネット等通信を使って放送番組を国民・視聴者に届けることがNHKの役割に含まれると考えるということも、私の立場では自明かと思いますが、もう1点申しますと、単に届けるだけで本当にいいのか。今後のマスメディア、あるいはジャーナリズムの役割として、単に届くというだけでなく、多様な視聴者に対して情報を送り届けて、そしてその人たちに分かるように理解していただいて、共通の基盤をこの民主主義社会の中でつくっていく。その上で、人々が意見であったり、利益を多様に主張していったり、合意が形成されたり、多数決、あるいは市場において競争する基盤をつくっていただくためには、メディア、ジャーナリズムが全体として単に送ればよいというだけではなくて、今のような、現実の公衆の形成への役割を果たさなければいけないわけであります。

ただ、私的企業である民間メディアにそのようなことを責務として課すのは、これはそういう国もあろうかと思いますがけれども、日本のようなリベラルデモクラシーの国々において、それは非常に大きな問題があると考えたときには、まずは公共メディアたるNHKに、単に届けるだけではなく、公衆を形成するためのノウハウを、今のインターネット状況においてどういう活動があり得るのか、トライアンドエラーをして、こういうやり方だとよくいく、うまくいかないみたいなことを、民間のイニシアチブとはまた別の形で競争し、その結果を他の民間メディアにも、成功例、失敗例も含めて共有いただく。単に届けるだけではない、前回申し上げましたように、放送だけではなく、支えるということがNHKの、広い意味での役割に入ると考えるべきではないか。そういう意味で、①と②には若干の差があると思っております。

【長田構成員】

私の質問に対して民放連・新聞協会から御回答いただいています、そのことについて、まず一言お伺いしたいと思います。

まず、民放連さんのほうなんですけれども、民放はTV e rという仕組みで、放送波とともにネットでも番組を流していらっちゃって、それと同様に、NHKもNHKプラスでやっていらっしゃるわけなんですけれども、これから技術の進歩でどんどん時代が変わっていくその視聴者のニーズに応じて、NHKの業務内容そのものを変えていくこと自体には反対ではいらっやしませんよね。つまり、今は回答できませんという回答だったんですけれども、そこを念のために確認させていただきたいと思っています。

それから、新聞協会さん、先ほども口頭で御説明がありましたけれども、まず、必須業務化に反対だというふうに明確に書いていらっしゃるんですけれども、新聞の皆さんもネット、電子版で紙面をデジタル化するとか、テキストで配信をされていて、そういう時代とともに視聴者のニーズが変わってきて

いるものに応じて、NHKの業務内容を変えていくこと自体にも反対とおっしゃっているのかということ。必須業務化に反対の意味がちょっと私によく届いていないということだと思いますけれども。

それから、その御意見について、テレビだと、放送波と一緒に、同じようにNHKのコンテンツに触れる、ネットで触れること自体に反対というわけではないというふうにはおっしゃっていらっしやったと思うので、そうすると、テレビの同時配信、見逃し配信のみが必須業務ということであれば反対はしないという意味なのか、報道サイトでいろいろ流れているテキスト情報が入るか入らないかということの問題にされているのかどうか、分かりやすく御回答いただければと思います。

【日本民間放送連盟 堀木専務理事】

民放連はかねてより、NHKがインターネットを活用して業務内容を広げたいとか、変えていきたいのであれば、三位一体の議論が必要だと申し上げてきました。今の話は業務ですから、残りは受信料制度とガバナンスのことになります。

それぞれ議論をされていることは承知していますが、この問題は、どこか一つだけを取り出して、そこだけ決めることがすごく難しいテーマだと思っています。ですから、回答を差し控えますとの回答となりました。民放連が4月に本ワーキンググループに差し上げた質問に対しても、これは取りまとめのときにお答えしますとのお答えでした。ある意味、それと似ていると思います。つまり、全部そろわないと、判断ができないのだと思います。ですから、議論をしているだけでなく、ある一定の方向性が示されないと、それぞれについて、いいとか悪いとか、そこだけ抜き出して言うのは難しいので、回答を差し控えますとの答えになりました。そのように御理解いただければと思います。

【日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長】

まず、今御質問がございました、時代とともに視聴者のニーズが変わる中においても反対なのか、業務内容を変えていくことに反対なのかということについては、我々も今ネット業務に取り組んでおり、電子版もやっていますので、否定しません。

ただし、御質問の中にありました、必須業務化についてなぜ反対するのかというところですが、受信料を使って、200億というデジタル関連予算でNHKが取り組まれています。従前から申しておりますとおり、新聞業界で今、地方紙も含めましてデジタル化に取り組んでおるわけです。そこにNHKが200億という巨大な経費を使って乗り込んでくるということは、長い目で見れば、多元性、多様性、はっきり申しまして、ほかのところはどんどんと業務が縮小していくのではないかと。利益を追求する民間のメディアとして成り立たなくなるのではないかとという危惧を持っており、必須業務化には反対しています。

同時配信・見逃しだけなら反対しないのかということについては、まず、200億という巨額な経費への懸念と、それから必須業務化ということが逆に必要なのかという疑問は私どもとしては抱いております。必須業務化の是非については、長田構成員への質問の回答でも示させていただいておりますとおり、これまで我々が課題として挙げておりますガバナンスの問題であるとか、受信料制度の問題であるとか、そういったものを全て総合的に議論していただいた上で、もう一度、我々としてもどうするか検討させていただきたいところであります。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

ちょっと補足してよろしいですか。

テレビを持っている人、持っていない人に放送番組と同じコンテンツ、情報を届けること。これは理解できます。でも、それに必要なのが必須業務化であるかはわかりません。必須業務でない、例えば任意業務の有料サービスなどいろいろな選択肢があると思います。何が一番消費者にとって利益なのかは、ほかの問題と一緒に議論しないと分からないと思います。例えば、テレビを持っていない人に対してネット受信料的なものを対価で払うのか、違う負担の在り方があるのか、そのときに現在の受信料制度にどういう影響が及ぼされるのか、そういったことを総合的に判断しないと、視聴者に同じ番組が届いているのであれば、必須業務なのか必須業務じゃないのかって、あまり関係ないですよ。消費者にとって何が一番重要なのか、消費者の利益になるのかということを考えるためには、業務範囲だけじゃなくて、そういった財源の問題、競争ルールの問題、民間の我々への影響の問題等を総合的に判断して考えることが真に消費者のためになると思うんです。しかも、地方紙から危惧の声が上がっているように、地方紙が経営にあえいでしまっただけでは言論の多元性が損なわれてしまいます。これも消費者のためにはならないので、そういったことを一緒に十分議論していきましょうということをお願いしています。同じ情報が消費者に届くだけのことは理解できます。やり方のことを言っているんです。

【長田構成員】

ありがとうございます。ちょっと考え方の違いはあると思いましたがけれども、いずれにしろ、私たち自身も、NHKさんが必須業務化をすることで、テキスト情報その他、何でもかんでもやってもいいという話ではないと思っています。必須業務の中で適正なお金の使い方ということについても、視聴者としてもそれはきちんと目を向けていかなければいけないと思っていますし、そのルール化についても、専門家の先生方でちゃんとつくっていただければいいと思っていますけれども、いずれにしろ、NHKの肥大化とかそういうものを防ぎながらも、国民・視聴者にネットでもNHKの

コンテンツがきちんと届くという社会になるのがいいと思っておりますし、我々の目を届かせるためにも、むしろ任意業務よりは必須業務ということが重要ではないかと思っております、新聞協会さんもいずれ、最後には御理解いただければいいと思っております。

【内山構成員】

私は、①、②、双方に対して、従前に引き続き、賛成します。2ページ目に幾つか私が過去にしゃべったことが取り上げられているので、その通りですということになります。改めて、2ページ目の8番の民放連さんの発言をピックアップされていて、ああ、そうだったんだということもありまして、明日もタスクフォースがありますけれども、ぜひぜひ、またそこでは前向きによろしくお願ひしたいというのが直観的な感想としてございました。

二元体制そのものは、民放連、NHK、双方がお互いに有意義だと言っている話なので、ここで否定する話ではないだろうと思います。ただ、②番と絡めて、サイバー空間上でということろまで含めて考えていったときに、また5年、10年のレベルの話ではなくて、20年、30年のレベルで考えたときに、今の放送産業のプレーヤーの皆さん方が今と同様の影響力を持ち続けるかどうかと言われると、かなり怪しいと思うんですね。だんだん影響力が低下していくということは、この20年、30年レベルで考えれば、十分起き得る話だろうと。

そうすると、放送法とか、具体的に言うと、放送法3条とか4条辺りの内容規制を規定している話というのが本当に今後も有効に作用し続けるかどうかということもあるような気がします。その意味では、民間プレーヤーの方々は、そういう中でもちゃんと自分たちの立ち位置、矜持、あるいはポジションを確保する努力というのを20年、30年レベルの中ではしていかなきゃいけないでしょうし、そうなると電波リニアに閉じ籠もっているわけにいかないわけで、20年、30年かけてのゆっくりとした視聴者のシフトに合わせて、サプライヤーの側もシフトしていかざるを得ないだろうと思います。

今後、サイバー空間を中心とした言論空間がつくられていくというのは、根本的なところは誰も反対しないと思うんですけども、そういう中で、次のような議論が経済学ではあります。巨大プラットフォームによるニュース供給と、弱小プラットフォームによるニュース供給、これらは代替財的な関係なのか？補完財的な関係なのか？という議論は、もう10年程前からあります。この数週間、ずっといろんな論文をあさっていたんですけども、総論的に言いますと、実証研究とすれば、補完財の方の性格の方が強いんじゃないかという印象を持ちます。代替財であれば、確かに巨大プラットフォームが弱小プラットフォームを駆逐してしまうというような結論になるでしょうけれども、そうではなくて、巨大プラットフォーム、言わばニュースアジェンダを設定し

て、それによって議論が盛り上がって弱小プラットフォームのほうの閲覧も上がるみたいな、そういう補完的な関係を指摘する論文のほうが多いという印象がありました。

それを見ていて思い出したのは、京大の川濱先生がいらっしゃったときに（第6回会合）、クラウドディングアウトということ強く主張されたと思うんですけども、そのときにBBCの事前評価の中で実際に計量評価をやったときに、数式の立て方次第によっては、クラウドディングアウトでなくてクラウドディングイン的な側面（後注「BBC iPlayerと負の関係ではなく、正の関係を示すものもあった」）も書かれています。ということは、あまりに弱小プラットフォームを保護するというロジックを立ててやることは、それはそれで極論になっていないかという印象があります。

むしろ、ダイナミックに考えたときに、いかに言論空間を盛り上げるかが肝要かと。多様性ももちろん結構なんですけれども、多様性ばかりやっていると、当然、それは発散のパワーになりますので、言論が拡散するばかりで、どんどんタコつぼに行って、見られないコンテンツが作られるということも十分、理屈上は考えられます。一方で、求心力的なところ、みんなが関心を持つようなアジェンダということも含めて多様性というのは議論するべきであって、一定程度、ちゃんと日本の思想とか文化とかを反映するようなプラットフォームが存在するのは、一つは意義ある話じゃないかという点で、基本的に①、②に対しては引き続き、賛成という立場を取らせていただきたいと思います。

【大谷構成員】

私も基本的には、①、②に賛成の立場を取っておりますけれども、追加の質問にも丁寧に御回答いただきましたので、部分的にはありませんけれども、3点ほど意見を述べさせていただければと思っております。

まず、資料の11-4で、新聞協会様からいただいた、公共放送がネットに出ていくことでなぜ情報空間の健全性が確保されるのかといった本質的な問いについては、常に問いかけていただいていることもあって、やはりこの点については明らかにしておく必要があると思っております。その効果は、当初は、プロミネンスとか、そういった特別な手段を取らない限り限定的だと思っておりますけれども、基本的な考え方としては、多元性を広げることにはなっても、損なうことにはならないのではないかと理解しております。

たった今、内山構成員からも御意見がありましたように、テレビを持たない人にとっても、公共放送がネットで見られるようになることで、信頼性のあるコンテンツが見られるチャンネルが増えていくということになるかと思っております。新聞報道でされた情報をさらに裏づけるコンテンツをネットで視聴すると、公共放送由来のコンテンツに当たったり、あるいはNHKプラスで知った情報をネ

ットで改めて検索すると、新聞社の配信している情報で学び直しができたり、こういった多面的な情報にコンタクトする経験を通して、情報空間の健全性というのは保たれていくんだらうと私自身は思っております。

そういう意味で、もちろん、際限なく拡大するとか、肥大化するという懸念に適切に歯止めをかける競争評価の枠組みも入れていくという前提ではありますけれども、基本的には情報空間の健全性に奉仕する判断になり得ると考えております。

それから、2点目です。追加質問への御回答で逆質問のような形で、必須業務化の目的が、情報空間の課題解決からテレビを持っていない方にも届けるということに変わってしまったのかという御指摘をいただいているんですけども、それは区別をする必要が基本的にはないものだと思っております。つまり、テレビから情報を得ていない方の情報空間にどうNHKのコンテンツを届けるのかといったことは、間接的には情報空間の課題解決につながっていくということですので、目的に何ら変更はないと私自身は理解していますので、申し添えさせていただきます。

3点目でございます。二元体制をインターネット空間に持ち出すのは不適切だというコメントを頂戴しているんですけども、放送コンテンツにおける二元体制というのは、公共放送と民放で成り立っており、そのどちらかに限定されていないという、その最小単位は、ネットに出ても不変のものとして捉えるべきだと考えております。そして、ネットにはもちろん、放送由来ではないコンテンツというものたくさんあると思いますけれども、民放だけが出ていく、NHKだけが出ていくということではなく、二元体制をキープしたまま出ていくというのは、むしろネット空間の情報の健全性ということを、そしてその多元性というものを維持するために重要な要素だと考えておりますので、コメントさせていただきました。

【瀧構成員】

内山先生の議論にもありましたけれども、必須業務化のすごく重要な観点というのは、これは補完財なのか代替財なのかというところで、私は補完財という立場が重要なものという立場を取っております。ゆえに、①、②とも賛同するものでございます。

我が家の話なんですけれども、5歳児にYouTubeを見せないという決まりを家の中につくっていて、これは、結局、テレビというのはプッシュ型のメディアであるがゆえに、何が流れるかについては、何らかの抑制、レギュレーションがあるというところの信頼があります。

なぜこの話を持ち上げたかという、インフォメーションヘルスというのは、何もNHKさんだけが担うものではないものだと思っていまして、民放さんの番組とか広告の在り方においても十分に発揮されているものだと思っておりますし、それ自体が民放さんにおいても、公共放送においても、

情報の参照点の在り方として、一つ具現をしているものだと思っています。ゆえに、この2つをちゃんと高めていく中で必須業務化の話も生きてくるというふうに思っております、そのような観点で賛同するということをございます。

【林構成員】

①、②につきまして、前提として私も、我が国の言論空間を盛り上げるかという観点から議論すべきだと思っています。放送や新聞というのは、一つのコンテンツを多くの人が見て、それについてそれぞれが賛成、反対等、多様な意見を述べ、そういった重層的なプロセスを通じて徐々に理解が深まってひいては世論が形成される。そういった形で民主主義や社会の発展に寄与する我が国の重要なインフラの一つであり、かつこうした社会インフラというのは、一旦失うと取り戻すのは非常に難しいということにも留意しなければならないと思っています。放送や新聞という媒体は、いわゆるセレンディピティといえますか、視聴者や読者にとって偶然の出会いの役割を果たしていて、私なんかも実際そうなんですけれど、習慣として見続けていると、時々ストライクど真ん中のコンテンツに出くわして、そのときぱっと視野が広がったように感じるわけです。民放とともに、こうした役割の一翼を担うNHKが、ネット空間における放送、新聞といった既存のメディア、とりわけ、地方の貴重なメディアであるローカル局や地方紙と「競い合い」という意味で「競争」するのではなくて、むしろ「共に創る」という意味で「共創」し、協調するということが今後、議論の重心が置かれるのであれば、①、②に賛成いたします。

【曾我部構成員】

総体としては、①、②の方向性については賛成です。

その上で、まず、2ページの5のところでは私の発言を抜粋していただいております。これは新聞協会さん等からの懸念とも関わる場所かと思っておりますけれども、公共メディアがネット上で活動することについて、情報空間の弊害を直接是正する可能性は限定的ではないかということは、今もそう思っております、大谷構成員からも同様の御発言がありました。

ただ、これに関して若干補足をすると、今まではNHKが放送を通じて情報空間の弊害というものをして是正しようとしてきたということがある中で、放送というものが、それ自体が縮小していくと、このままであればNHKの弊害是正という効用は今後低下していく可能性があるだろうと。つまり、NHKがいいコンテンツを提供することによって弊害が是正されるということは非常に限定的なわけですから、それは変わらないわけですが、その機能が放送に限定していったときには縮小していく可能性があるというところで、現状を実質的に維持するというような意味において補足が

必要だということが1点です。

もう一つは、多元性の件なんですけれども、こちら、今回の①ですと、NHKが放送コンテンツのプラットフォームとしての番組流通を支え、二元体制を基本とする云々とあるのですが、ちょっとこれがどういう趣旨かというところは若干疑問もあって、プラットフォームとして番組の流通を支え、二元体制を基本とする放送業界全体の発展に貢献していくということが、ここだけ割と特定的に書いてあるわけなんですけれども、この点自体には異存はないんですが、この点に限られるのかというところで若干疑問もあって、コンテンツの流通の面というか、放送番組、あるいは放送を、放送番組の流通についてだけ貢献するのかということと言うと、もう少し幅広に役割があるだろうということ。それから、放送に限定されるのかというところですね。特に報道であったりとか、教育であったりとかは、採算性の低いコンテンツというのがあります。これが民主主義にとっての多元性という観点から非常に重要なわけなんですけれども、そういったものを総体として支えていく、そういう意味での放送に限らない多元性というものへの貢献ということがやはり重要なんだろうということで、この点については、NHKの役割として入れていく必要があるのではないかと思う次第です。

【三友主査】

①及び②、それぞれにつきまして、皆さん、そのように考えるべきというような御意見でございました。若干、解釈等におきまして意見も出たところでございますので、本日の議論を基に、取りまとめに向けて検討いただければと思います。

(4) 事務局説明

事務局から、資料11-1に基づき、「(2)NHKのインターネット活用業務のあり方」について説明が行われた。

(5) 質疑応答・意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【長田構成員】

先ほどもちょっと先走って同じようなことを申し上げたかもしれませんが、まず、NHKのインターネット活用業務は必須業務とすべきだと考えています。そのほうが、様々なところで目が入りやすいということもありまして、適正に行われているのかというところはきちんと見ていくべきだと思っています。

ではどうやってそれを見ていくかというところでは、まず、テキスト情報の扱いについてですけれども、必要なテキスト情報というのは、ほかの構成員の皆さんからの御意見にもあると思います。防災であったり、聴覚障害の方であったり、いろんな方に対してのテキスト情報、それから、災害時のような特別な場合の情報などは、必須業務としてむしろ認めていくべきだと考えています。ただ、それが際限なく広がることがないように、③のところになりますでしょうか、担保手段としては、林先生がおっしゃっているような、検証会議のようなものをつくるか、何かそういうようなことでぜひ実現していければいいと思っています。

【曾我部構成員】

私の発言は資料でいろいろ御紹介いただいているとおりで、今も変わっていないのですけれども、それを前提に申しますと、まず、①に関しては、必須業務とするということは、先ほど申し上げたような意味も含めて、賛成でございます。

ただ、資料5ページの5番、民放連さんの御指摘とも関わるもので、かつ、私も前々回でNHKさんに御質問をさせていただいたところですが、必須業務にするということは、結局、受信料が発生するというようなことになりますので、例えばウェブ上のNHK NEWS WEBとか現状、誰でも無料で見られているもの、かつ受信契約の締結も促されないものがある、こういったものをどうするのかということについて、これは②に関わると思うんですけれども、この場である程度議論する必要があるのかなと思います。これが新聞協会さんの御懸念とも一定対応するものだと思いますので、テキスト情報をどうするかということの一環かなとは思いますが、現状、明示的には出ていないように思いますので、その点についても、この場で一定の考え方を示すということが必要ではないかと思えます。その上で業務範囲の議論をすべきと思えます。

【内山構成員】

まず、事務局資料5ページ目からいきますと、基本的には考えは変わっていないので、本来やるべき業務と位置づけたいと思えます。先ほどの発言とちょっと絡むんですけれども、多様性を追求することは当然、こういう（民主主義）社会においてマストだと思うんですけれども、多様性というのは一種、発散の力になっていくので、その力ばかり強調してしまうと、やがては分散・分裂、あるいは孤立というような方向性に行ってしまうので、逆のベクトル、つまり、みんなが共通に話題する何かというようなベクトルというものもバランスとして持たせておかないと（、単なる社会の分裂や対立を誘うだけに）危険かと思えます。

そういう意味で、20世紀の新聞・テレビのような、マスメディアの力みたいなものを引き続き期

待するのであるならば、必須業務化は必然かと考えます。20世紀の新聞・テレビのような強いマスメディアはもはや不要であると考えるのであれば、必須業務化する必要はないとは思いますが、でも、まだ5年、10年のレベルで考えれば必要かと考えますので、ここは引き続き賛成にしたいと思います。ただ、20年後、30年後まで保障する話ではありません。

それから、事務局資料6ページ目の頭、一番冒頭でBSの話があって、これはたしかNHKさんのBS予算配分問題が出る前かと思うので、その問題とは無関係に発言したものでありますけれども、BSが本当の2Kであり4Kをやっているということ、またレギュレーションとして、制作会社さんが参画して供給することが法制化されているということ、がありますので、これも範囲にしてくるのが望ましいかと思えます。地上波は本物じゃないHDでやっていたりするので、そういった意味でも少し疑問を持つところが実際あったりします。

それから、7ページ目のテキスト云々というところ、度々の回で申し上げているように、ネット用のテキスト情報のためにNHKさんが独自取材やっているかどうかというと、相当に疑問に思っていて、本来は電波リニアに乗っけるために取材をしていて、その電波リニアの枠から溢れるから、テキスト化してネットに載っかっているパターンのほうが圧倒的じゃないかと思うわけです。そうすると、それをあえて封印してしまうということは、社会的なリソースの無駄になっているということもあるので、ここに縛りをつけることに関して、賛成しません。

ただ、こういうことは言えると思えます。ユーザーの接触が、電波リニアよりもネットのほうが多くなったときにおいては、きっとNHKさんもネット用の独自取材ということの本格的にやるでしょうから、その頃にこの議論はもう一度取り上げるべきだと思いますけれども、現状は圧倒的に電波リニア経由で視聴者は接触していて、NHKさんもそれ向けに情報収集しているという前提を立てるならば、今ここであえてテキスト情報ということで縛りをつけることに対しては、基本、反対ではございます。

【瀧構成員】

まず、姿勢として①番はするべきと思っております。②番は、曾我部先生の記載と一緒になんですけれど、競争への影響評価を前提にテキスト情報は含まれるべきという立場です。

③番はもうちょっと定性的ですけど、競争評価の在り方の解像度を上げることが大事だと思っていて、同時に、メディアの在り方の見直しのスパンを決めることが大事だと思っています。スパンというのは、例えばYouTubeの世界とかでは今、長尺のものよりショート動画にどんどんトレンドが来ていて、ショート動画に適用できなかった会社は今、赤字化するなどしています。二、三年で潮目が変わるので、定期的に見直さなければいけないんじゃないかと思っているという

ないかと思っております。

最後にもう一つ申し上げますと、無料サービスと受信料制度との整合性で、無料で見られるものと、費用負担の公平性の関係はどうなんだという御意見もあるわけでございますけれども、私は常々申し上げているように、無料のコンテンツというものも、公共放送ないしは普通のテレビそのものに対するPR活動としての側面があるのだと思っております。なので、NHKが、例えば無料のコンテンツを提供する場合であっても、それはPR活動の一環として、有料の方々にも御納得いただけるのではないかと考えている次第でございます。

【林構成員】

必須業務化については、これまで申し述べてきたことと重複するんですけれども、①から順に申し上げたいと思います。

まず、①については、条件付で賛成です。まず、先ほど長田構成員の質問に対して堀木様から競争ルールなどが決まっていないので、個別の業務範囲の是非についてなかなか判断できないという趣旨の御発言があったかと思いますが、その競争評価を入れることの趣旨というのは、必須業務化するための道具、呼び水ではありません。あくまで、協会が市場への悪影響を及ぼさない、つまり、肥大化しないということがネット配信業務開始の前提条件になりますので、そのために競争評価の仕組みを入れるということになります。逆に言いますと、競争評価の結果、市場に悪影響のおそれがある、あるいはその懸念が払拭できないということであれば、NHKはそもそもネット配信業務が行えないわけでありますので、仮に制度上、必須業務化したとしても、そのことをもってただちに、協会がネット配信業務を自由に行えるわけではない。ワーカブルな競争評価を入れることの重要性はそこにあるわけです。ですので、客観的・中立的で透明性を持った競争評価をしっかりと入れることができるのであれば、新聞協会様等がおっしゃるような懸念はある程度払拭できるのではないかと、私は、少なくともその可能性はあると思っております。

競争評価がそういったかたちで十全に機能しうるためには、競争評価自体を民放連様や新聞協会様も外部からモニター・検証していただいて、競争評価が機能し得るようにしっかり監視役を果たしていただきたいと思っております。実際の競争評価には、専門的知見を伴う多面的な観点から複合的な判断を求められますので、競争評価主体が何らかの判断結果を示す場合には、その過程で利害関係者や競争事業者の意見聴取のプロセスを必ず設けるべきだと思います。

②については、特に必須業務化の後も、無料でテキスト情報を含めてニュースを流すことという懸念についても、これもこれまでの繰り返しで恐縮ですが、競争評価の中で、毎回、配信計画が出た段階で事前に検証すべきだと思います。つまり、NHKの無料での情報配信というのが、情

報の多元性を損なうような悪影響を市場にもたらすものなのかどうか。あるいは逆に公共放送や放送全体への誘引効果が期待でき、情報空間全体の厚生に資するものかどうかを、新たな競争評価の仕組みの下で、これは先ほど瀧構成員もおっしゃいましたけれども、エビデンスベースで客観的に検証できるということが大事なのではないかと思えます。

その上で、現状についてですけれども、新聞協会様も、現状の理解増進情報というのが問題であって、競争上の問題点を分析・評価すべきだという趣旨の御発言をされていたかと思えます。もし現行制度に基づく理解増進情報の運用について競争上の懸念があるということであれば、これも懸念やおそれの表明だけではなくて、一応、インターネット活用業務審査基準があって、それに基づいてNHKが今でも苦情処理の仕組みを設けているわけですので、それを可能な限り活用していくべきではないかと思えます。その上で、現状、NHKの用意した当該仕組みや運用に改善すべき点があれば、私は改善すべき点があると思っておりますけれども、NHKは、そのような利害関係者の声に真摯に耳を傾けて改善に努めていくべきだと思えます。

③について、私の意見は紹介していただいたとおりですけれども、この点について、NHKさんはかねてよりイギリスの制度を取り入れることに前向きだと受け止めましています。ただ、イギリスでは、事務局資料にありましたけれども、BBCが新規の事業を行う際に、あるいは既存事業の大きな変更を行う際に、公共放送が果たすべき公共的価値のテストを行った上でネット配信計画というのをOfcomに提出するわけです。そのOfcomが競争評価を実施するに当たって、公正競争に及ぼす悪影響の規模とか程度とは相対的な形で公共的価値の規模程度を考慮しなければならないとされているわけです。しかし、公共的な価値要因と公正競争に及ぼすリスク要因とは直接的な比較衡量は困難であるということは、Ofcom当局においても認識されていて、定性的な公共的価値の増進を理由に、定量的な公正競争に及ぼす悪影響を相殺して、正当化できるとする議論というのは、言うなれば、「比較不能な価値の衡量」という隘路に行き着く可能性があるように私には思えます。

もっと言えば、こういった手法を取ると、常に公共的価値が価値判断で優先されてしまうおそれはないか。言い換えれば、業務の公共的価値という錦の御旗のもとに、それと対比する公正競争の議論が劣後するという、言わば、結果ありきの議論になびいてしまう嫌いがいいか。こういった懸念から、公共的価値テストについて私は少し疑問に思っています。ですので、NHKのネット配信計画の競争評価を行うに当たっては、「公共性対競争性」という二項対立的な裸の比較衡量の枠組みでやることには私は反対で、純粹に公正競争の観点に立った上で、その枠内で、できる限りエビデンスベースに基づく評価手法を構築すべきだと思っています。

関連して、もう1点申し上げます。資料11-3の追加資料の回答の中で新聞協会様が示されて

おられますが、真に有効な枠組みを打ち出さないままに必須業務化の方向を打ち出すのは無責任という点ですけれども、この御指摘は、本ワーキンググループとしても重く受け止めなければならないとは思いますが、そもそもワーキンググループというのは、あくまで政策の方向性なり大まかな指針を提言することがミッションであって、現実に取りられる政策が有効に機能するかどうかという、いわば運用の結果責任まで負うものではない。それは現実の政策立案を担う総務省にあるわけです。そもそも競争評価の在り方や方向性については、私自身も力不足ながら、現時点でできる限り具体的に議論しようと努めてきたつもりです。そういう意味では、有効に機能し得る仕組みの議論をワーキンググループとしても重ねてきている中において、ワーキンググループとしての責任もそれなりに果たしてきていると私自身は思っていますので、そこは御理解いただきたいと思います。

【大谷構成員】

フライング気味に、先ほど、業務のところについても意見を述べてしまいましたので、確認のための発言をさせていただければと思います。

①につきましては、こちらでも必須業務化ということで、前から意見を述べているとおりでございます。

そして、②のテキスト情報のところですが、曾我部構成員からも御指摘がありましたように、必須業務として行われるネット上の情報と、そうではない無料でも提供し得る情報というのを、やはりちゃんと区別をして議論することが必要だと思っております、そのためには、私の発言としても御紹介いただいておりますけれども、防災アプリで取り上げられている情報の一部というのは、これからも無料で提供することが可能な情報として捉えることができるのではないかと思っております。その点につきましては、現在、防災ニュースアプリで提供されている情報の全てが必須業務化で有料で提供されるというものでもなく、また、その全てが無料で提供できるというのではなく、改めて公共価値テストのようなテストをする必要があると考えております。

それから、③でございますけれども、この担保手段というのは本当に必須なものだと思っております。ただ、9ページのところで述べていただいている表現というのが、放送の二元体制が損なわれないようにする担保手段だということなんですけれども、これまでの私どものワーキングの中の議論というのは、放送の二元体制ももとより、新聞などのような伝統的なメディアも含めて、情報空間全体の他のメディアの影響といったものが損なわれないようにするための担保手段としての意味合いもあったと思いますので、この問いの立て方というのは、もう少し広げて書き直す必要があるのではないかと思っております。

担保手段の在り方としては、やはりNHK自身の中に自律的な組織として設ける必要があり、執

行部からの独立性というのは必須のものだと思っております。そして、そこだけでは十分でないときのために、やはり民放や新聞協会の意見を取り入れて、第三者的にそれを検証するための仕組みというのを総務省側にも設けなければいけないと考えておまして、それは法律事項になってくるのではないかと理解しているところでございます。

それから、先ほど瀧構成員が言われていた、例えば地方の、ローカルの新聞の経営難とかといった事象について、それが本当にNHKが必須業務化したせいなのかどうかといったことについては、検証できるためのデータというのをしっかり拾って、エビデンスベースで検討しなければいけないというお考えについても賛同するところですので、申し添えさせていただきます。

【宍戸構成員】

まず、5ページの①でございますけれども、これについては賛成でございます。衛星放送を含めまして、放送番組を届けるということ必須業務とすべきものと考えております。理由は、先ほど申し上げたこと及び記載されているとおりでございます。

2番目の論点であります7ページのインターネット活用業務を必須業務とする場合にどこまで配信の対象とするかでございますけれども、これについては、第10回でNHK様が御説明いただいた、見逃しなど、それから報道サイト、その他見せ方を変えていくということが、先ほど申し上げたNHKの今後のデジタル空間において果たしていく役割という観点から見て、その中身が問題ではあります、いずれも当を得たものと思えます。

これについて、2点申し上げたいと思えます。基本的には内山先生がおっしゃられたイメージが非常に分かりやすく、議論の出発点になると思っております。基本的には取材、報道をしたものをいろいろな形でデジタル空間の参加者に届けていくために、言わば打ち分けていく、ワンソースマルチユースに似たイメージだろうと思っております。そのことは先ほど私も申し上げましたように、1個のリニアで提供する番組の情報内容をいろんな人にいろんなやり方で打って行って、それで最終的にみんなが共通の同じ情報を得た上で多様に議論をする、公衆を形成するといったイメージでございます。

ただ、恐らく新聞協会様を含めまして、これまで御議論あったのは、そういう名の下に理解増進情報というやり方で、本来、番組の時間の尺では出せなかったものをいろいろ出して行って、新聞であったり、他のネット上のテキスト、あるいは動画サービスと競合するようなことをやって潰してきたのではないかと御指摘があったと思えます。

まさにこのレベルで、3番目の論点に関わりますけれども、競争評価等をしっかりやっていくということが大事であるだろうと思っております。真に公衆形成に役立つものであって、その意味で

公共性があり、かつ、多元性に多大な影響を与えるかどうかを、ファクトに基づいて見るという仕組みをつくっていくことによって対応すべきだということでもあります。

それから、この②の論点についての2点目のポイントは、NHK様から出てきたものとして災害情報の発信でありますとか、フェイクニュース対策について御指摘がありました。現在のSNSをめぐる非常に急激なサービスやテクノロジーの変化、事実上、あるサービスの提供ができなくなって自治体の災害情報発信にも支障が出るということが、まさに新聞によって報道される状況の中で、最後、NHKがこういった情報発信ができるということを留保しておくことは、極めて重要だと私は考えております。

これに関連して、デジタル空間の在り方について大きな枠組みでの議論が必要だというようなことが繰り返し御指摘ございましたけれども、まさにおっしゃるとおりで、総務省もICTリテラシーの問題であるとか、私に関わっておりますプラットフォームサービス研究会における偽情報対策とか、いろんな話があちこちである話でございます。これにはまさに新聞協会様、民放連様にも、様々な形で御参画いただいて議論いただいていることでもありますので、最後、報告書をワーキンググループとして作る場合に、総務省において、これらの関連する取組も含めて、まさに通覧、一覧性のある形でペーパーをまとめていただければとあらかじめお願いしておきたいと思っております。

3点目でございます。スライドの9枚目のところでございますが、これについては、既に私が申し上げたことは書かれているところではあります。基本的には、直前、大谷構成員がおっしゃったことに大体賛成でございますけれども、公共的価値があるということと、それから、サービスをこれからNHKがやろうとしている、あるいはNHKがやっているサービスが公共的価値から外れていないかどうかということ判断する枠組みとして、やはり81条の編集特例を改正する。ここでの議論を書き込んでいくことを工夫して、それを規律の根幹に据えていくということと、瀧構成員がおっしゃったように、多元性がどこまで満たされているのか、NHKのネット活用によって害されているのかということ、ファクト、エビデンス、データに基づき議論できるような仕組みをきっちりつくっていくということが大事だと思っております。

【落合構成員】

私のほうからも何点かコメントをさせていただきたいと思っております。

1つが、5ページのインターネット活用業務の在り方に関する部分です。必須業務化を進めていくことについては、各論点の前提として進めるべきではないかと思っております。その上で、具体的にどういう範囲について必須業務化していくかがそれ以降のページでも書かれておりますが、まず1点目としては、その点について前提を述べさせていただきたいと思っております。

新聞協会様からの御説明の中で、必須業務化でなし崩し的に業務が拡大と御指摘をいただいております。ただ、これは前回までも私のほうでコメントをさせていただきましたが、実際にはこれまで理解増進情報ということで、新聞協会様のほうも御指摘されているような枠組みなども含めて、NHKの業務がむしろ無限定に拡大してきている状態になっていたのではないかと思います。これに対して適切な法的枠組みを定め、関係者の調整やプロセスも定め、国の責任も定めるという中で、NHKに対して重い責任と規律を課していくことが必須業務化の意味であると思っております。

その観点で、やはり公正競争ということを保証していくことも重要でありますので、その視点から競争、評価の仕組みについては、先ほどまで、様々な構成員からも指摘がありましたし、事務局資料にも記載されていると思っておりますが、競争評価の仕組みを導入していくことが必須ではないかと思っております。

NHKにおかれても、解説・補足について説明をされ、再整理されるといった説明もされている部分もございます。私のほうでも、これまで意見を申し上げてきましたが、同時・見逃し配信という部分と、番組スクリプトであったり、災害・防災などの最低限のテキスト情報を必須業務の範囲とすることについて、このワーキングでのコンセンサスにしていだけないかと思っております。

その上でですが、7ページの御意見の中にもあるとおり、国民目線で考えた場合に、やはり社会のニーズに応じて、公益性の高い情報をネットで伝えることの足かせになる制度は避けていくべきだろうと思っております。有料と無料の線引きをどこに置くのかも含めて、エビデンスに基づくべきであり、瀧構成員そのほかの構成員からも皆様、御指摘があった、適切な設計における競争評価の中で、無用の悪影響を及ぼすサービスを行えないようにしつつ、国民・社会にとって必要なサービスをNHKのミッションとして認めていくことが必要であろうと思っております。

これまでのワーキングの議論については、結果として今申し上げたような内容になっているのではないかと思います。必須業務化自体については、明確に結論を申し上げるような言い方というよりは、それぞれの論点を検討しながら整理するという一方で、むしろ検討会の途中までは、賛成なのか反対なのかも必ずしも明示されないような構成員も多かったと思っております。そういった中で、こういったほかの論点を差し置いて必須業務化の是非や、業務範囲だけを取り出して議論しているということではないように思っております。必須業務化でなし崩しに業務が拡大する懸念をおっしゃっていただいておりますが、この点はむしろ、理解増進情報などの枠組みにおいて、無限定になりかねないという御批判を受けていたような状況について、むしろ法規制を課していくのだということについて御理解をいただきたいと思っております。

新聞協会様のほうでは、現状の理解増進情報が問題なので、競争上の問題点を分析・評価すべきということで御意見があるかと思っておりますが、これまでの制度の中で、実施基準が定められてはいた

が、一方である程度フリーハンドが残っていた状況ではないかと私のほうとしては評価をしております。であるからこそ、必須業務化の中で厳しく規律をしていくことが極めて重要ではないかと申し上げたいと思います。

2点目としましては、新聞協会様から、やはり、真に有効な枠組みを打ち出さないまま必須業務化の方向を打ち出すことは無責任であるという御指摘がある部分です。この点については林構成員からも御議論がありましたが、ワーキングの政策の方向性は提言をすることであって、最終的には制度設計運用の責任を総務省に負っていただくという関係性にあると理解しております。

しかしながら、実際には、この競争評価がどのような形であれば具体的にワークし得るのかは、本日も幾つも議論が出ているところだと思っております。その中では公益性がそもそもあるのかどうかもあり、公益性があるものでなければ、そもそもNHKが担うべきなのかどうかという話になるのだろうとは思っています。その上で、さらにエビデンスに基づいて、数値的なデータを踏まえた競争評価をしっかりと行っていくこともありますし、NHKだけではなく、国が関与していくことが重要ではないかと思っております。これはガバナンス問題に関する部分で、国も関わっていくことが大事なのではないかと思っておりますし、さらに、林先生もおっしゃられておりましたが、意見聴取のプロセスなども設けていくことが必要だと思っております。

こういった幾つかの視点をできる限り明確化していく中で、有効に機能し得る仕組みというのを整備していくということであろうと思っております。内山先生も、社会環境が数年、10年で変わっていく可能性があるという御指摘もされておりますが、この分野において重要なことは、一度適切な仕組みをつくって、であるからこれ以上見直さなくてよいというよりは、できる限り早いタイミングで制度自体も、運用自体も見直しをしながら、適切によりその時代、時代に合った効果的な枠組みを次第に準備していくという部分が重要ではないかと思っております。ぜひ、こういう視点で、新聞協会様がおっしゃっていただいている御意見も踏まえて、その中で、どういう形であれば二元体制を健全に維持できるかという議論をしてきたと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

最後に、第3点として、NHKに対するコンテンツ規律について、必須業務化を行う場合の規律の一環として整理をしていくべきではないかと思っております。これは前回、私のほうで申し上げましたが、民放においてインターネット配信に対する規律を設けるべきではないということを経験していただくために、むしろ必須業務化の中で、特殊なNHKの業務の中の一部においてコンテンツ規律が整理されていることにすることで、民間放送事業者に対してはこういった規律が及ばない形にさせていただくことを、ぜひ事務局において御検討いただけないかと思っております。最後の点は、事務局に対する今後の取りまとめに関するお願いということになります。

【三友主査】

皆様から御意見をいただきまして、私のほうでまとめることは避けたいと思いますけれども、①につきましては、皆さんがやはりそうすべきだという方向でまとまったように思います。②と③につきましては、①も含めてですけれども、密接に関わっておりますので、適切な設計による競争評価に基づいて判断すべきであるというような内容であったと理解しております。どうもありがとうございました。引き続き、検討を続けたいと思います。

(6) 事務局説明

事務局から、資料11-1に基づき、「(3)インターネット活用業務の財源と受信料制度」について説明が行われた。

(7) 質疑応答・意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【宍戸構成員】

11ページにありますが、必須業務とする場合に、費用負担を求める範囲として、先ほど事務局から御紹介いただきましたけれども、単にインターネットに接続する機器を持っているとか、全世帯負担金とかといった話ではなくて、従来の協会の放送を受信できる機器を設置したというのと同様に考えられる、NHKの本来業務化されたインターネット配信を自ら受信する、そのことによって、放送制度全体を支える共同体に入るという意思を表明したものとみなすことが相当であるような人に費用負担を求めることが適切であると私は考えております。

これに関連して、私からの質問に対して、民放連様から12ページの6で慎重な議論が必要であるという御指摘をいただきました。慎重な議論が必要なのは、全くそのとおりであります。ここにおいて特殊な負担金ということを受信料制度について申してきましたが、要するにサービスの対価ではないということ、あるいは税のように強制的に一律に、一切の機器設置を受信者側に要求せずに徴収するといったものではないということが、この特殊な負担金という言葉の意味合いであるだろうと思います。

むしろ、繰り返しになりますが、放送制度を支える共同体に入るという意思を表明し、また公平な負担であること、裏返して言いますと、フリーライドは排除するということ、それから、その契約の内容が適切なもの、公共的なものであるということ担保する。それによって受信料ないし受信料相当額が適切な額が定められるようにするといった、従来の受信料制度の構成要素をきっちり備

えていることが、ここで受信料相当額の支払いということに求められるのでありまして、逆に言いますと、そこが押さえられていれば、あとはそれを受信料というか、違う第二契約みたいなものとするのかは、法制的な整理の問題ではないかと私は考えております。

もう1点申し上げれば、従来のNHKのインターネット活用業務が任意業務とされていたことからしますと、例えばNHKオンデマンドに対してNHKに対して受信者が費用を払うといたしますと、それはサービスの対価でありまして、放送制度を支えるために使えるお金ではないということに、論理的になっていたのではないかと思います。むしろ、本来業務化し、そして、それに対して受信料相当額の支払いを求めることによって、放送制度を支える共同体に入った人々の負担をNHKの業務だけではなく、民間放送のインターネット配信を含む様々な活動、放送制度全体に使うことができるという道も開かれるのだということを御理解いただければと思います。

【長田構成員】

長田です。今の宍戸先生のお考えに賛成いたします。

【内山構成員】

私も基本的には、負担金的な位置づけの中でやっていくという流れのほうがよいかと思っておりまして、第2回目だったかにお話ししたときに、純粋な公共財ではなく、いわゆるquasi、準公共財的に位置づけるのが妥当だろうと思ひまして、それがコモンプール財的に見るかクラブ財的に見るか、ちょっと迷うところは正直ありますけれども、いずれの形式においても、例えばほかのクラブ財とか、コモンプール財を考えたときに、年会費制度とかいろんな形のやり方があると思ひますので、多分、それに準ずるような形で考えるのがよいと理論的には思ひます。そういう意味で、現行の受信料制度の応用を考えていくほうがベターかなというところで、基本、賛成したいと思ひます。

【瀧構成員】

基本的には、過去からの流れの中の話に同意するところですので、特にそれぞれの意見の(1)番辺りに書いてあることに同意をしております。

その上で、今後の検討に向けて2つあるかと思ひていまして、1つは、制度の在り方が広く国民に理解をされるためには、これまでの制度とのアナロジーによって考えられるべきところがあると思ひている中で言うと、スマートフォンを買っただけで課金されるという考え方を持たれるというのは到底理解が得られないと思ひています。スマートフォンは、平たく言うと、社会生活を営むためにほとんどの人にとって必要なものになってきていますので、電気の契約をしたらNHKの契約が必要になるような状況に

近く、そういうアナロジーは効かないと思っています。

じゃあ、もう一步狭めて、アプリをスマホ上に、NHKプラスをインストールした瞬間はどうかというと、私、アプリ屋さんをやっていると思うんですけども、アプリをインストールすることとアプリを使い始めることの間には隔たりがあると思っています。イメージは、家電量販店でテレビを、商品を見定めているような状況なのかなと思っています。アプリを入れて、かつちょっと動作確認をするところぐらいまでが家電量販店で商品を見ているような状況と一緒になのかなと思うんですよね。例えば自分の住んでいる環境で、そもそも自分の端末のスペックで、電波でちゃんと番組が見られるのかという確認をしたいみたいなのところもあるのかなと思っていますので、アプリインストールだけでもちょっと足りないかなと思っています。そうすると、落合さんがおっしゃっているような約款に同意しましたという辺りから何らかの同等なものが出てくるのかなというのが、一般に消費者向けにアプリを開発している者から考えたアナロジーとして適切かというのが、まず1つの意見です。

というのと、ちょっと逆のことを申し上げるんですが、やはりこれからのことを考えたときに、単純に現実のアナロジーでこの制度を捉えるべきかというのは常に留保すべきだと思っています。単に今のアナログな世界が電子化されるというだけではなくて、この検討会も、デジタル時代という表現がありますように、電子化とデジタル化には差があると思っています。デジタルが当たり前の時代の中で、アナロジーとは別に何らかの検討するべきことがあるんじゃないかという点も、常に思いを巡らすべきかと思っている次第です。この後半については具体案がすぐにはないですけども、一旦述べるまででございます。

【曾我部構成員】

ほかの構成員がおっしゃるとおり、アプリをインストールないしアクティベート、あるいは利用規約の同意をした段階で、初めて受信料契約締結義務が生じるという方向性に賛成します。その中で、さらに今申し上げた幾つかのオプションの中でどれかというのは、今のところお考えはないところで、それほど大差はないような気もしますが、もう少し精査をしないと分からないというところで、その部分は留保させていただきたいと思いますが、先ほど申し上げたこととの関係で言うと、その上でどこまでが、言わば無料で見られるものかというところは、併せて議論する必要があるのではないかと思います。ただ、アプリの場合は割と明確かもしれませんが、ウェブその他の場合では、その辺りが問題になるかと思っていますので、改めてその点を申し上げたいと思います。

【大谷構成員】

私、基本的に、最初に発言された宍戸構成員の御意見に賛成です。事務局で拾っていただいた私

の意見が、多分違うようになっている通り、本心では、可能な限り幅広く負担することを目指していくべきだと思っております。もっとも、実際の受信料で支えられてきたNHKの必須業務として、ネットで視聴できる状態にして、費用負担の公平性というのを実現するための施策としては、宍戸構成員がおっしゃったような負担金の在り方というのが一番現実的な方法だと思っておりますので、それに賛成したいと思います。

ただ、基本的には、最高裁判決という2017年の判決をどのように適用させるのか。つまり、特定の政治や特定の個人、法人から影響を受けない情報発信主体としてのNHKというのをどのように支えるかという原点に立ち返って考えると、負担金の在り方というのは、将来的にはもう少し幅広いものになっていかざるを得ず、今は過渡期なのではないかと受け止めております。

【落合構成員】

私の意見ですが、既に事務局のほうでもまとめていただいておりますが、11ページのほうで、第7回などで述べさせていただいた内容でと考えております。こういった具体的な行為がないと、先ほど瀧構成員もおっしゃられていたような、スマートフォンであったり、スマートフォンに限らず、タブレットであったり、ほかの通信を受信できる端末でもいいと思いますが、従前の、昔のテレビのように、必ず放送を受信するための何らかの設備の設置までしている状況にはなっていないと思います。そこがやはり最高裁判決も踏まえたときに、しっかり重視すべき点なのではないかと思っております。一般的にはこういうふうに申し上げるべきと思っておりますが、あとは、ただ、具体的な画面の設計といった部分にもよってくる部分があると思いますので、まずはどういう形で業務を実施されていくのかによるので、その業務の具体化に合わせて、財源のトリガーになるタイミングは検討されていくことが重要ではないかと思っております。

その上で、今後、NHKにおいては、放送業界全体に対するプラットフォームとして振る舞っていただくということもありますが、これは民間事業者において、自発的に公益的な行動をしてくださうということを超えて、より一定の貢献を求めていく部分もあるかと思っております。NHK自体の在り方の変化を求めて、それが通信時代における単純な放送の配信事業者だけにとどまらないNHKであるということを考えつつ、その中で負担金というものを、放送を見ることを評価していくということになるのだろうと思っております。

もう1点だけございますのは、財源としては受信料を取っていただくことは大事だと思いますが、これまで民放連様や、新聞協会様もおっしゃっていただいていたような三位一体の改革ということで、こういった全体としての業務のスリム化という話もある中ではあります。そちらのほうは着実に進めながら移行をしていくことが大事だとは思っています。常に検討するメンバーとしては

様々な御意見を、民放連様であったり、新聞協会様のほうからもいただいていることを踏まえて、着実に行うべきことはNHKに行っていて、その上で情報空間の設計であったり、あるべきNHKの社会的な存在価値を評価しながら議論していくことは大事だと思います。

【林構成員】

この論点については私も構成員の先生方から賛同のあった負担金の枠組みで理解すべきだと思っております。具体的には、私はかねてより、意思主義的な観点から、11ページの(1)で紹介してくださった意見の方向性で考えていますが、インターネット経由の視聴についても。民法法の枠組みの中で、つまり契約関係が成立するという構成は維持したまま、その契約上に発生する義務という形で受信料支払義務を明確化するというご趣旨で考えるのか、あるいは、受信料は民法法上の債権であるけれども、それは法律に根拠を持つ、ある意味特殊な債権なのかについて、これは単に法制上の整理の話かもしれませんけれども、いずれ整理が必要かと存じます。と申しますのも、世の中には、契約責任ではない、法律上の責任、法定の責任だという構成の債権債務関係もありますので、そのあたりは、法制化の際明確化しておく必要があろうかと存じます。この点は12ページの(6)で民放連様、受信料相当額の支払いの法的位置づけについてどうするのかという問いかけでもありますので、その辺りは今後、しっかり事務局において検討していく必要があると思っております。

【三友主査】

ありがとうございます。ただいま御議論いただきましたインターネット活用業務の財源と受信料制度につきましては、今後のNHKの収益の方向性を基礎づける非常に重要な内容を含むものと理解しております。本日の議論も含めまして、事務局においてさらに整理をしていただきたいと思います。

また、先ほど御議論いただきました(2)ですが、この3つの論点も、今後の業務の在り方の方向性を基礎づける非常に重要な内容を含んでおりますので、これにつきましても、本日の議論を含めて、事務局においてさらに整理をしていただきたいと思います。また、次回、改めてワーキンググループとしての方向性を確認できればと思っております。

(8) 閉会

事務局から、伝達事項の連絡があった。

(以上)